

## 川口市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川口市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年4月1日水道局規程第4号、以下「規程」という。）第17条に基づき川口市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、処分又は表彰する。

- (1) 川口市水道事業給水条例（昭和37年条例第33号、以下「条例」という。）第34条に定める過料に関すること。
- (2) 条例第35条の2に定める罰則に関すること。
- (3) 規程第7条に定める指定の取消に関すること。
- (4) 規程第8条に定める指定の停止に関すること。
- (5) 規程第16条に定める表彰に関すること。
- (6) その他前各号に関し必要と認めること。

### (組織)

第3条 審査委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 上下水道事業管理者
- (2) 管理部長
- (3) 事業部長
- (4) 上下水道総務課長
- (5) 財務課長
- (6) 料金課長
- (7) 上水道維持課長
- (8) 上水道建設課長
- (9) 浄水課長
- (10) 上下水道総務課庶務係長
- (11) 上水道維持課審査係長
- (12) その他管理者が指名した者

(会長及び副会長)

第4条 審査委員会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、上下水道事業管理者、副会長は管理部長とする。

3 会長は、審査委員会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、上下水道総務課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は上下水道事業管理者が別に定める。

附 則 (平成10年4月1日告示第7号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(取扱要領の廃止)

2 川口市指定工事店表彰取扱要領(平成4年2月4日決裁)は、廃止する。

附 則 (平成19年11月1日設置要綱第3号)

(施行期日)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日設置要綱第3号)

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。